

離婚届(裁判離婚)記入例

・夫婦の本籍地の市区町村長宛に届出します。本籍地に届出できない時は、必ず戸籍謄本が必要です。

・氏名は婚姻中の姓で、夫婦それぞれが署名し、生年月日も記入します。

・調書等で日付を確認の上、記入してください。

婚姻中の氏で署名押印してください。

<h2 style="text-align: center;">離 婚 届</h2> <p>平成 25 年 6 月 3 日届出</p> <p style="text-align: center;">名古屋市中央区長 殿</p>		受理 平成 年 月 日	発送 平成 年 月 日
		第 号	長 印
		送付 平成 年 月 日	
		第 号	
		書類調査	戸籍記載
		記載調査	調査票
		附 票	住民票
		通 知	
(1) 氏名	夫 あいち 愛知 氏 名 たろう 太郎 名	妻 あいち 愛知 氏 名 はなこ 花子 名	
(2) 生年月日	昭和33年 3月 4日	昭和34年 4月 3日	
(3) 住所	名古屋市中区3丁目 3番 3号 世帯主の氏名 愛知 太郎	名古屋市中区1丁目 1番 1号 世帯主の氏名 愛知 花子	
(4) 本籍	愛知県名古屋市中区5丁目5番 番地 筆頭者の氏名 愛知 太郎		
(5) 離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input checked="" type="checkbox"/> 調停平成25年 5月 25日成立 <input type="checkbox"/> 審判 年 月 日確定 <input type="checkbox"/> 和解 年 月 日成立 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 年 月 日認諾 <input type="checkbox"/> 判決 年 月 日確定		
(6) 離婚前の氏名	夫 あいち 愛知 氏 母 まつこ 松子	続き柄 長男	妻の父 なごや 名古屋 氏 母 つめぎ 梅子
(7) 未成年の子の氏名	夫が親権を行う子 あやこ 愛知 氏 妻が親権を行う子 たけこ 竹子 氏		
(8) 同居する前の住所	平成15年 5月 から 平成25年 3月 まで (同居を始めたとき) (別居したとき) 名古屋市中区3丁目3番 番地		
(9) 別居する前の世帯のおもな仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業その他の仕事を持っている世帯 <input type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤労者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日または1年未満の契約の雇用者は5) <input checked="" type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤労者世帯及び会社団体の役員世帯(日または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者のいる世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしない者のいる世帯		
(10) 夫妻の職業	(国勢調査の年... 年...の4月1日から翌年3月31日までに届出をするときだけ書いてください) 夫の職業 妻の職業		
その他			
届出人	夫 あいち 愛知 氏	妻 あいち 愛知 氏	
署名押印			
事件簿番号			
	住定年月日		
	夫	妻	
	・	・	

・裁判確定日から10日以内に届出してください。
 ・10日を経過した場合は簡易裁判所宛の戸籍届出期間経過書(理由書)を書いて頂きます。
 ・申立人が10日以内に届出しない時や死亡、行方不明の時は、相手方から届出することができます。

・住民登録をしているところの住所と、世帯主の氏名を記入します。(今回の例は、別居して住民登録も変更してあるケース)

・夫婦の本籍地と戸籍筆頭者の氏名を記入します。(戸籍筆頭者とは、戸籍の一番はじめに記載されている人)
 本籍は、住所と違う場合がありますので、戸籍簿で確認しておきましょう。ただし、外国籍の人は国籍だけの記入になります。

証 人 (協議離婚のときだけ必要です)			
署 名		印	印
押 印			
生 年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
住 所	番地 番 号	番地 番 号	番地 番 号
本 籍	番地 番 号	番地 番 号	番地 番 号

・夫婦それぞれの父母の氏名を書き入れます。父母が婚姻中の場合、母の姓は不要で、名だけを記入します。

・該当するところにチェック印を入れて、その人の本籍も記入します。ただし、離婚後も婚姻中の姓を名乗る場合、この欄は空白にして、別に「離婚の際に称していた氏を称する届」を提出しなければなりません。
 ・申立人でない人が届出する場合は、原則、婚姻前の戸籍に戻ります。
 ・新しい戸籍を作る希望がある場合は、「その他欄」に、下記の通り記入してください。
 「新戸籍編製の申出をします。新本籍 ○○県○○市○○町○番地 愛知 花子(氏名) 印(←夫とは別の印)」
 なお調停調書等に記載のある場合は不要です。

・未成年者の子がいる場合は、調書等に親権者が記載されています。

・国勢調査のある年の4月1日から翌年の3月31日までに、離婚届を提出するときだけ、それぞれの職業を記入します。

・父母が養父母の場合、ここに記入します。

・届出人は、原則として申立人です。
 ・申立人が、10日以内に届出しない時や、死亡・行方不明の時は、相手方から届出できます。

日中連絡のとれるところ
電話 ()
自宅 勤務先 呼出 (方)

・昼間の連絡先を記入してください。
 ・携帯番号でも結構です。